

第3回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定委員会会議録

- 1 会議名 第3回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会
- 2 開催日時 平成30年12月17日（月）午前12時55分から午後2時45分まで
- 3 開催場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室702
- 4 出席者
  - (1) 委員 中澤廣委員長、千葉啓子副委員長、東淳樹委員、大河原正文委員、田中一幸委員、平塚明委員、山本博委員
  - (2) 事務局 佐藤善仁副管理者、尾形秀治事務局長、村上秀昭事務局次長兼総務管理課長、吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主任主事株式会社日産技術コンサルタント（2名）

5 議 事

- (1) 第1次選定の結果について
- (2) 候補地の情報提供を求めることについて
- (3) 第2次選定の条件等について

6 公開、非公開の別 非公開

7 副管理者あいさつ

新たな一般廃棄物処理施設整備候補地の選定については、現在当組合が進めている最終処分場整備候補地と共に早急に取り組まねばならない課題である。

本日は、前回の委員会でいただいたご意見を踏まえた第1次選定の結果についてのご確認、候補地の情報提供を求めることについての説明、第2次選定の条件について提案するので、ご協議をお願いします。

委員の皆様には忌憚のないご意見をお願いします。

8 協議内容

- (1) 第1次選定の結果について

会議資料協議1により事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員長 第1次選定の結果について、ご意見やご質問があればお願いします。

委員 <質問等なし>

委員長 第1次選定結果については協議資料1の内容で決定する。

(2) 候補地の情報提供を求めることについて

会議資料協議 2 により事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問等

委員長 この議題は午前中に開催した一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会においても同様に提案されたものであり、その際の協議を踏まえ事務局で検討すべきとした事項等についても説明をお願いします。

事務局 資料の別紙 1 と別紙 2 に記載の第 1 次選定（除外条件）の社会的特性条件の条件が、同一の内容にも関わらず条件名称が統一されていないとのご指摘をいただいたため、統一した標記に修正することとしている。併せて、分かりづらい文言等について修正することとする。

委員 情報提供の仕方として、候補地情報を募集する両施設のうちどちらの整備候補地とするかは情報提供者が決めることができるのか。9 ha を超える土地であれば両方の施設の候補地として情報を提供することができるということか。

事務局 どちらの施設の整備候補地として情報提供するかは情報提供者が選択できるものであり、両方の施設の整備候補地として情報提供をすることもできるものとしている。文書だけで全ての内容を住民に伝えることは難しいところもあるので、内容を周知する際に丁寧に説明を行う必要があると考えている。

委員 資料の 1 (1) にこれまでも情報提供を受けていると記載があるが、評価において考慮すべき情報提供とは、設定された期間内に寄せられたものに限定すると考えてよいか。

事務局 これまでに寄せられた 10 件の情報の提供者には個別に連絡をする必要があると思うが、評価において考慮すべきは期間内に寄せられた情報に限ると考えている。

委員 資料の 2 「情報提供に係る基本的な条件」でそれぞれの施設の面積の条件が示されているが、これはそれぞれの面積条件を上回る面積でもよいということか。例えば 6 ha の土地の情報提供があれば、6 ha の土地を一体として評価するということか。

事務局 6 ha の土地の情報提供が寄せられれば、選定過程では 6 ha の土地として評価を進めるが、実際の取得面積については別途検討することになる。

委員 資料の 5 「情報提供の要件」において、情報提供者は土地所有者等又は自治会等とされているが、公共用地は情報提供の対象とならないのか。

また、土地所有者等の同意が得られているというのは、どのような状況を指しているのか。土地所有者が多いような場合は全員から同意を求めることが難

しいのではないか。

事務局 構成市町が所有する土地も、情報提供の対象とすることを考えている。

土地所有者等の同意については、口頭での了解程度と考えている。多人数で共有している土地もあれば、未相続である土地などもあるため、「土地所有者等」を「土地を所有する個人・法人または当該土地を管理している者」と定義している。当該土地を管理している者とは、相続人の代表者や共有地を実際に管理している者を想定しており、それらの方から同意があれば情報提供できるような取り扱いを考えている。情報提供のための様式等はこれから作成するが、様式の中にチェック項目を設けたい。

委員 資料の9「その他」の内容は具体的にはどのようなことか。

事務局 情報提供には両施設を同じ場所に一体的に整備するという内容もありうると想定しているが、施設の整備候補地選定の条件等にはそれぞれの施設で相違があり、それぞれ単独の施設の評価を考えた場合と、同一の場所に両施設を整備すると考える場合には評価の方法を変える必要があることも考えられる。

これは当初予定していた各施設の整備候補地をそれぞれの選定委員会で個別に選定するという進め方では十分な検討ができないため、そのような場合にはどう取り扱うかということをお諮りしたいという考えである。

委員長 多くの意見等が出されたが、情報提供を求めること自体については反対がなかった。情報提供を求めることについては提案のとおりとし、住民への周知は十分な説明と併せて進めるようお願いする。

### (3) 第2次選定の条件等について

第2次選定の条件等について事務局より説明を行った。

協議の結果、事務局において内容を見直し、次回の委員会において再提案することとされた。

委員長 事務局は協議の結果を踏まえ絞込み条件と追加条件について修正のうえ次回委員会に提案をお願いする。

## 9 担当課 総務管理課